

サービス契約約款改定  
(新旧対照表)

対象条項	改定前 [2024年1月29日付]	改定後 [2025年4月1日付]
第5条第1項 (内容変更)	<p>(1)「ベネッセサイエンス教室」とは、幼児(年中、年長。)、小学生(1年生から6年生まで。)を対象にした「問題解決のプロセスを通して科学的思考力を身につける教室」であり、対象に応じた授業を教室で行うものとします。</p> <p>(2)「ベネッセ文章表現教室」とは、小学生(2年生から6年生まで。)を対象にした「筋道を立てて考え、相手に伝わるように表現できるようになる」ことを目的とした「論理的思考・クリティカルシンキング力・コミュニケーション力・表現力」を伸ばす教室であり、対象に応じた授業を<u>教室又はインターネットシステム</u>を介して行うものとします。</p>	<p>(1)「ベネッセサイエンス教室」とは、幼児(年中、年長。)、小学生(1年生から6年生まで。)を対象にした「問題解決のプロセスを通して科学的思考力を身につける教室」であり、対象に応じた授業を<u>原則として教室</u>で行うものとします。</p> <p>(2)「ベネッセ文章表現教室」とは、小学生(2年生から6年生まで。)を対象にした「筋道を立てて考え、相手に伝わるように表現できるようになる」ことを目的とした「論理的思考・クリティカルシンキング力・コミュニケーション力・表現力」を伸ばす教室であり、対象に応じた授業を<u>原則としてインターネットシステム</u>を介して行うものとします。</p>
第5条第2項 (内容削除)	<p>会員は、申込書記載のクラスに所属するものとし、学院は、会員に対して申込書記載の教室又はインターネットシステムを介して(インターネットを介しての授業はベネッセ文章表現教室に限ります。以下同じです。)、当該クラスに所属する会員に対して授業を提供するものとします。<u>ただし、インターネットシステムを介しての本サービスは、学院と会員の双方が合意した場合のみ、提供できるものとします。</u></p> <p>なお、学院が申込書記載のクラスにおいて授業を行い得る体制を整えている限り、会員が現実に授業を受けるか否かを問わず、授業の提供を行ったものとします。</p>	<p>会員は、申込書記載のクラスに所属するものとし、学院は、会員に対して申込書記載の教室又はインターネットシステムを介して、当該クラスに所属する会員に対して授業を提供するものとします。</p> <p>なお、学院が申込書記載のクラスにおいて授業を行い得る体制を整えている限り、会員が現実に授業を受けるか否かを問わず、授業の提供を行ったものとします。</p>
第5条第3項 (内容変更)	<p>学院は、契約期間中にクラスの登録在籍者が5名未満(インターネットシステムを介して授業を行うクラスの場合は、2名未満。)となった場合は、該当クラスを他クラスと統合し、又は、該当クラスの在籍者を他のクラスへ登録変更することができるものとします。</p> <p>また、同一学年で開講しているクラスが定員に達した場合、クラスを新設することができるものとします。</p>	<p>学院は、契約期間中にクラスの登録在籍者がベネッセサイエンス教室においては、5名以下、ベネッセ文章表現教室においては、3名以下となった場合は、該当クラスを他クラスと統合し、又は、該当クラスの在籍者を他のクラスへ登録変更することができるものとします。</p> <p>また、同一学年で開講しているクラスが定員に達した場合、クラスを新設することができるものとします。</p>
第6条第7項 (内容追加)	<p>本条に定める代替授業は、ベネッセサイエンス教室の年中クラスには適用しないものとします。</p>	<p>本条に定める代替授業は、ベネッセサイエンス教室の年中クラス、ベネッセ文章表現教室には適用しないものとします。</p>

対象条項	改定前 [2024年1月29日付]	改定後 [2025年4月1日付]
第15条第1項 (内容追加)	<p>会員は、本契約成立後、会員が申込書〔写し〕を受領した日を含めて8日以内をクーリング・オフ期間として、学院に対して学院所定の書面により申込の撤回又は本契約を解除できるものとします。</p> <p>なお、本契約の解除に伴い、別途申込の白衣・ゴーグル、オプション講座等、本契約に付随するその他一切の契約も同時に解除されるものとします。</p>	<p>会員は、本契約成立後、会員が申込書〔写し〕を受領した日を含めて8日以内をクーリング・オフ期間として、学院に対して学院所定の書面により申込の撤回又は本契約を解除できるものとします。</p> <p>なお、本契約の解除に伴い、別途申込の白衣・ゴーグル <u>(ベネッセサイエンス教室に限ります。)</u>、オプション講座等、本契約に付随するその他一切の契約も同時に解除されるものとします。</p>
第17条第2項 (内容追加)	<p>前項の場合、学院は、会員が月の途中で本契約を終了する場合においても、受講費を日割計算により返還しないものとします。</p> <p>また、登録料及び白衣・ゴーグル代を返還しないものとします。</p>	<p>前項の場合、学院は、会員が月の途中で本契約を終了する場合においても、受講費を日割計算により返還しないものとします。</p> <p>また、登録料及び白衣・ゴーグル代 <u>(ベネッセサイエンス教室に限ります。)</u> を返還しないものとします。</p>
第23条 (内容追加)	<p>学院は、学院の都合により事前の通知なく、本サービスの全部又は一部を停止又は終了できるものとします。</p> <p>なお、会員が支払済の初回納入金及び受講費（ただし、本サービスの提供を受けていない部分に限ります。）については、学院所定の方法及び時期により精算するものとします。ただし、白衣・ゴーグル代については、返還しないものとします。</p>	<p>学院は、学院の都合により事前の通知なく、本サービスの全部又は一部を停止又は終了できるものとします。</p> <p>なお、会員が支払済の初回納入金及び受講費（ただし、本サービスの提供を受けていない部分に限ります。）については、学院所定の方法及び時期により精算するものとします。ただし、白衣・ゴーグル代 <u>(ベネッセサイエンス教室に限ります。)</u> については、返還しないものとします。</p>

以上